様式第１号（第５条関係）

八千代町長　殿

相談年月日 　 年 月 日

移住支援金移住前相談票

【わくわく茨城生活実現事業実施要領】に基づき、本申請の要件を満たす予定のため、

移住前に移住支援金の事前相談をいたします。

１　申請者欄

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 性別 | 生年月日 |
| 氏名 |  |  |  　年　　月　　日 |
| 現住所 | 〒 |
| 電話番号 |  | メールアドレス |  |
| ２　移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください） |
| 単身・世帯 |  | 単身 |  | 世帯 | 世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない） | 人 |
| 同時に移住した家族のうち申請予定日の属する年度の４月１日時点で18歳未満の世帯員の人数（配偶者を除く） | 人 |
| 移住支援金の種類 |  | 就業 |  | 起業 |  | テレワーク |  | 関係人口 |
| 転入予定日：　　　 年 月 日 |  |

３　過去の移住支援金の受給について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していない※ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、５年以上経過し、18歳以上となり、茨城県及び八千代町が認める場合を除く。 | 該当する | 該当しない |

４　確認事項（別紙チェックリスト参照）

注意事項

・八千代町あてに当申請書を提出しなかった場合は、移住支援金の支給ができません。

 また、申請時に予算に達していた場合は、移住支援金を支給できない場合があります。

・転入日から3か月経過後（併せて、就業の場合は就業3か月経過後又は起業支援金交付決定後）には、

　速やかに本申請を行っていただきますよう、お願いいたします。

（様式第１号別紙1）

八千代町移住支援金　チェックリスト

・この制度は、本申請した日から５年以上継続して八千代町に居住する意思があることを条件としています。

・災害、病気等のやむを得ない事情を除き、申請後５年以内に町外に転出された場合は、返金の対象となる可能性がありますので、ご注意ください。

|  |  |
| --- | --- |
|  | **１　移住元に関する要件** |
|  | （１）住民票を移す直前の 10 年間について、下記①～③の**いずれか**に該当する | はい ・ いいえ |
|  | □ | ①「東京23区に住民票を置いている期間」が通算５年以上である。 |  |
|  | □ | ②「東京圏（東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県）のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区へ通勤（雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者としての通勤に限 る。）していた期間」が通算５年以上である。　なお、東京圏（東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県）のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区内の大学等へ通学していた方で、東京23区内の企業等へ就職した方（ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。）については、通学期間を修業年限を上限（ただし、高等専門学校は２年を上限）として、通学期間も対象期間とすることができる。 |
|  | □ | ③「上記①と②を合算した期間」が通算して５年以上である。 |
|  | （２）住民票を移す直前の１年間について、下記①～③の**いずれか**に該当する | はい ・ いいえ |
|  | □ | ①「東京23区に住民票を置いていた期間」が連続して１年以上である。 |
|  | □ | ②「東京圏（東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県）のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区へ通勤（雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）していた期間」が連続して１年以上である。なお、東京圏（東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県）のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区内の大学等へ通学していた方で、東京23区内の企業等へ就職した方（ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。）については、通学期間を修業年限を上限（ただし、高等専門学校は２年を上限）として、通学期間も対象期間とすることができる。※東京23区への通勤の期間については、住民票を移す３ヶ月前までを当該一年の起算点とすることができる。 |
|  | □ | ③「上記①と②を合算した期間」が連続して1年以上である。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | **２　移住先に関する要件** |
|  | 下記（１）～（５）の**いずれか**に該当する | はい ・ いいえ |
|  | （１）テレワークに関する要件 下記①～⑥の**全て**に該当する |
|  | □ | ①所属先企業からの命令でなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。 |
|  | □ | ②国が別途実施する地方創生テレワーク交付金の対象事業による支援、助成を受けていないこと。 |
|  | □ | ③原則、恒常的に勤務先へは通勤しない。 |
|  | □ | ④デジタル田園都市国家構想交付金又はその前歴事業を活用した取組において、所属先企業等から当該移住者に資金の提供がなされていないこと。 |
|  | □ | ⑤勤務先から通勤手当（定期券相当の交通費）の支給を受けていないこと（通勤実績がある場合は要相談）。 |
|  | □ | ⑥申請者若しくは同一世帯の者が移住先の市町村において住宅を新築又は購入したこと（申請までに購入予定も含む）。なお、同一の住宅に対して、移住支援金を複数回申請することは認められない。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | （２）関係人口に関する要件　下記①に該当し、かつ、②または③に該当すること |
|  | □ | ①八千代町内に住宅を新築または購入した者。なお、同一の住宅に対して、移住支援金を複数回申請することは認められない。 |
|  | □ | ②県内の農林水産業（専業に限る）へ就業、または継承した者 |
|  | □ | ③八千代町において「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けている者 |
|  | （３）就職に関する要件（一般の場合） 下記①～⑦の**全て**に該当する |
|  | □ | ①勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。 |
|  | □ | ②就業先が、都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。 |
|  | □ | ③就業者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。 |
|  | □ | ④週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して３か月以上在職していること。 |
|  | □ | ⑤求人への応募日が、当該求人がマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された日以降であること。 |
|  | □ | ⑥当該法人に交付申請の日から５年以上継続して勤務する意思を有していること。 |
|  | □ | ⑦転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 |
|  | （４）就職に関する要件（専門人材の場合） 下記①～⑤の**全て**に該当する |
|  | □ | ①内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材支援事業又は先導的人材マッチング支援事 業を利用して移住及び就業すること（予定を含む）。 |
|  | □ | ②勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。 |
|  | □ | ③週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して３か月以上在職していること。 |
|  | □ | ④当該就業先に交付申請の日から５年以上継続して勤務する意思を有していること。 |
|  | □ | ⑤転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 |
|  | □ | ⑥目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。 |
|  | （５）起業に関する要件 |
|  | □ | 交付申請の日前１年以内に県実施要領に基づき実施する地域課題解決型起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること（予定を含む）。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | **３　その他の要件** |
|  | 下記①～②の**全て**に該当する | はい ・ いいえ |
|  | □ | ①暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものでないこと。 |
|  | □ | ②日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住」者のいずれかの在留資格を有する。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | **４　世帯の場合** |
|  | 下記①～⑤の**全て**に該当する | はい ・ いいえ |
|  | □ | ①申請者を含む２人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属している。 |
|  | □ | ②申請者を含む２人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。 |
|  | □ | ③申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、この要綱の施行日以後に転入したこと。 |
|  | □ | ④申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入日から３か月以上１年以内であること。 |
|  | □ | ⑤申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。 |